

## 「国家公務員給与の臨時特例に対応した給与改正」に関する団体交渉報告

九州工業大学教職員組合は6月1日実施の給与改正に合意していません。

5月29日(火) 組合執行部は、大学執行部と給与大幅減額について第3回目の団体交渉を行いました。

組合側は、労働契約法および労働基準法に依拠して、この度の給与減額の合理性がないこと、不利益の程度が甚大であることなどを中心に議論し、労働契約法10条に反することを繰り返し指摘しました。

大学側は、大臣らの発言からの推測に依拠し、運営費交付金削減は確実であるとし、不利益変更であることは認め、減額が法人職員の生活に多大な困難を与えることを承知しながら、なんら代償措置の提案もありませんでした。

いくつかの大学でみられる削減率の圧縮(\*)提案も受け入れず、多くの職員からの賃下げ反対の意向をも尊重せず、修正変更なく6月1日給与減額を実施することを主張しました。

(\* 長崎大学、島根大学等は削減率を下げている)

組合側は、減額補正予算提案が行われない可能性も指摘しながら、給与削減の合理性に確かな根拠がないこと、組合員に与える不利益が甚大であり、代償措置も提示ないことから、大学側提案には合意できないことを述べました。

そもそも「運営費交付金を減額すること」は、文部科学大臣が決定した中期目標の実現を不可能とするものであり、法人制度を自ら踏みにじる不当なものです。また、今回の給与削減の要求は、大学法人労働者の給与や労働条件を決めることを決めた国立大学法人法等の法の趣旨にも反するものでも主張しました。

加えて強調すべきは、「要望」されている国立大学法人が特例分の給与減額を行なわないかぎり、「予算作成後に生じた事由」がないのであるから、減額補正予算という措置をとることに合理性はないと考えます。このことを無視し、九州工業大学が給与減額を強行実施することは、減額の根拠としていた運営費交付金減額のための減額補正予算を実際に進めることにみずから加わることにすぎないと考えます。

今後は、職員の合意なく強行することに不同意であることを主張しながら、引き続き労働条件改善に向けた正当な要求を行っていきます。

### 【追記】

組合は本改正に合意できないことを述べ、引き続きの交渉を希望しましたが、大学側はこれまでの主張を繰り返し述べるに止め、結果、合意がない状況で6月1日からの実施を宣言しました。

これにより、団体交渉は終了しました。

### ■□■組合員随時募集中■□■

組合への加入を希望される方は、お近くの執行委員か、[kitunion@ninus.ocn.ne.jp](mailto:kitunion@ninus.ocn.ne.jp)までご連絡下さい。また、組合への要望、職場で困っていること、「組合だより」のご感想など、どんなことでも結構です。是非、組合員・組合員以外を問わず、みなさんの声をお寄せ下さい。